

沼田市広報ぬまた広告掲載取扱要領 (令和2年5月1日より)

1. 沼田市広報紙について

掲載紙名称 広報ぬまた

掲載規格 サイズ：A4版 ページ数：概ね16P～30P

発行部数 約20,000部(令和6年度)

発行 毎月1回、1日

配布先 市内全世帯

2. 広告内容について

規格 1区画(縦4.5cm×横8.5cm)

※広告掲載者が作成し、JPEGまたはPDF等のデータにして提出してください。

色調 4色刷り(カラー)

掲載料 1箇所10,000円/1区画

掲載期間 各月号単位とします

掲載場所 広報ぬまた情報ページ内下段

注意事項

- 1) 広告データは、そのまま広報紙へ掲載しますので、広報紙の原稿締切日(原則毎月5日)までに、提出してください。
事前に掲載内容を確認します。
- 2) 提出後は、校正により広告内容を確認していただきます。
- 3) 広告の掲載内容は毎月変更することができます。

3. 申込方法

広告掲載の希望者は申込書(別紙1)と広告データに、次の書類を添付して提出してください。

- ① 商業登録簿本または主務官庁が発行した認可証・許可書の写し。
- ② 会社・団体等の事業内容が分かるもの。
- ③ 市内に住所または所在地のある者については、市税等の調査に関する同意書(別紙4)、市外に住所または所在地のある者については、住所または所在地のある市区町村が発行する市税等完納証明書または非課税証明書。
- ④ その他市長が必要と認めた書類

4. 広告掲載できる者の範囲及び掲載の可否の決定

沼田市広告掲載要綱に定める者で、申込後に広告審査委員会の審査を行い掲載の可否を決定し(別紙2)により通知します。

5. 掲載の取り下げ及び掲載決定の取り消し

自己の都合等により広告の掲載を取り下げる場合は、(別紙3)により、広報発行日前月の1日までに提出してください。

また、市の行政運営上支障があるとき、または広告掲載者が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかったとき、その他沼田市広告掲載要綱の条項に違反したときは広告掲載の決定を取り消します。

6. 広告掲載料の支払い

市が発行する納入通知書により、期日までに一括納入していただきます。

なお、一括納入が困難な場合、事前にご連絡ください。

また、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることが出来なかったときに限り、既納の掲載料を還付いたします。その場合は月割として利子は付しません。

7. その他

その他、沼田市広告掲載要綱によります。

(沼田市広報紙広告掲載担当：総務部秘書課広報広聴係)